

平成19年2月21日

厚生労働大臣

柳澤伯夫 様

陣痛促進剤による被害を考える会
代表 出元 明美

< 要 望 書 >

- 1 母子健康手帳及び副読本に、陣痛促進剤のリスクについて掲載することを求める。
(厚労大臣が代々出席されている、薬害根絶デーの主要なテーマとして2年連続で取り上げられ、新年度は「記載する」と回答されたことを受け、厚労省交渉においても約束し、更に、年末に文言の確認もあったが、その後、医師会・日本産婦人科医会に相談して決定すると言った後、話は消えてしまった。)
- 2 年に1度は、厚労大臣は(たとえ、誰に交代しようとも)少子化で産科医療の問題がクローズアップされ続けることは当面間違いないのだから、今日のような直接の面談を持ち続ける、という約束をお願いしたい。1回限りでは、思いは生かされない。
- 3 産科医療の無過失補償制度委員会については、議事を必ず公開することと、ホームページに議事録を全文掲載すること、事故事例の検証を公正なものとするべく患者も同席した上で検証すること、これまでの保険会社が脳性麻痺事例で支払った金額を公開させること、更に、より多くの産科医療被害者や、脳性麻痺の子を持つ親、産科医療裁判の経験者などの声を生かす形で議論を進めていくこと。
- 4 無資格助産の問題に関連して、日本産婦人科医会の見解と、日本看護協会・日本助産師会・当市民団体の共通の見解が割れている。このようなときに、大臣は法律に則った毅然とした判断をしていただきたい。
- 5 医療法改正の論議で医療安全対策として、事故から学ぶ、被害者から学ぶ、という姿勢が重視されているが、産科医療においては、そういう姿勢が全くと言って良いほどなされていない。日本産婦人科医会、日本産婦人科学会の会員を対象にした、被害者による講演会などの実現が必要ではないか。